

鶴見大学・鶴見大学短期大学部における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和4年6月27日
統括管理責任者決定

鶴見大学公的研究費取扱規程第5条第3項の規定により、標記の計画を以下のとおり策定する。

○ コンプライアンス教育

公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる。

対象	内容	時間・回数・実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員 ・大学院生、専攻生、研究生 ・本学で研究を行う研究員 ・公的研究費で研究活動を行う教員 ・本学で研究を行う非常勤教員(*) ・公的研究費を取り扱う事務職員 	研修会（対面形式又はオンライン形式） *「本学で研究を行う非常勤教員」を除く。	2年に1回（7～9月） 及び 新規着任時に1回
	研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」	新規着任時に1回

※ 「本学で研究を行う」とは、本学が研究実施場所であることのほか、本学の所属として研究活動を行うことを含む。

○ 啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

対象	内容	時間・回数・実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者 ・コンプライアンス推進副責任者 	既存の会議（大学運営協議会や教授会等）を通じた意識啓発	年1回以上
全ての構成員	グループウェア・メール等による情報共有、ポスターの掲示等	少なくとも四半期に1回程度